

妊娠したら

妊娠したら

妊娠届／母子健康手帳の交付

妊娠したら医療機関から発行される妊娠届出書を提出しましょう。妊娠届出書を提出後、母子健康手帳と妊婦一般健康診査受診票を交付します。交付時には、保健師が面談し、近況やこれからの子育てセルフプランについてお話しします。

問 子育て世代包括支援センターはぐはぐ
☎985-4189

- 持参物**
- ・妊娠届出書
 - ・妊婦のマイナンバーカード
 - ・届出人の本人確認書類



妊婦一般健康診査・産婦健康診査・ 新生児聴覚検査受診票の交付

妊娠中に最大14回の健康診査および、産婦健康診査にかかる費用の一部補助を行っています。また、新生児聴覚検査にかかる費用の一部補助を行っています。

問 子育て世代包括支援センターはぐはぐ
☎985-4189

- 持参物**
- ・妊娠届出書
 - ・妊婦のマイナンバーカード
 - ・届出人の本人確認書類

妊婦歯科健康診査受診票の交付

妊娠中の方を対象に歯科検査及び歯科保健指導を行います。歯科健康診査受診票を利用して、登録医療機関で妊娠期間に1回無料で受診できます。

問 子育て世代包括支援センターはぐはぐ
985-4189

- 持参物**
- ・妊娠届出書
 - ・妊婦のマイナンバーカード
 - ・届出人の本人確認書類

出産育児一時金

健康保険に加入していれば、子ども1人につき42万円が受け取れます。(産科医療補償制度未加入の場合は40万8千円)保護者の加入先の健康保険へ申請を行ってください。

※出産育児一時金は、妊娠12週(85日)以降の流産・死産の場合でも支給されます。(妊娠12週以上22週未満の場合は40万8千円)

問 国民健康保険の場合:保険課医療保険係
☎985-4107

国民健康保険以外の場合:勤務先又は各健康保険



産前産後期間の保険料免除制度(国民年金第1号保険者)

出産予定日または、出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月の間)。出産予定日の6か月前から届出可能です。早めの届け出をおすすめします。(出産後も可)

対象者 妊娠85日(4か月)以上で出産された方 ※早産も含まれます。

持参物 母子健康手帳など別世帯の子の場合、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要。

申請先 町民課住民係 松山西年金事務所

問 松山西年金事務所 ☎925-5105 町民課住民係 ☎985-4106

妊婦一般健康診査及び産婦健康診査、新生児聴覚検査の県外助成制度

県外医療機関において妊婦一般健康診査及び産婦健康診査、新生児聴覚検査を受診した場合にかかる費用を一部助成します。

問 子育て世代包括支援センター はぐはぐ ☎985-4189

対象者 ・健診(検査)受診日に松前町に住民登録のある方
・県外医療機関及び助産所で健診(検査)を受診された方

助成金額 受診日ごとに、助成上限額以内で実際に健診(検査)費用として支払った額

持参物 ・領収書(レシート不可)
・未使用の松前町妊婦一般健康診査受診票、産婦健康診査受診票、新生児聴覚検査受診票
・母子健康手帳
・本人名義の預貯金口座
・印鑑(スタンプ印不可)

手続き ①県外医療機関あるいは助産所で健診(検査)を受診された方は、健診(検査)の費用を医療機関窓口でお支払いください。
②申請窓口で、母子健康診査費助成申請書に記入していただきます。
※申請は原則としてすべての健診(検査)が終了した後に行ってください。
※本人以外の申請も可能です。
※最終健診受診日または出産から6か月以内に申請してください。
③審査後、町から支給決定通知を送付し、支給の場合には後日助成金を口座振込します。

助産制度

経済的な理由により出産費の負担が困難な妊婦の方に安心して出産していただくために助産施設に入院してもらい、出産に必要な費用の一部を助成します。申請は原則として出産予定日の3か月前までに担当職員と面談し、利用が必要と認められる場合には、申請手続きを行います。

問 愛媛県中予地方局地域福祉課 ☎909-8756

※利用対象者 ・生活保護受給世帯の方
・町民税が課税されていない世帯の方で、社会保険、国民健康保険に加入している方
・町民税が課税されている世帯の方で、健康保険等から給付されている出産育児一時金等の額が40万8千円未満の方

助産施設 愛媛県立中央病院・松山赤十字病院・松山まどんな病院